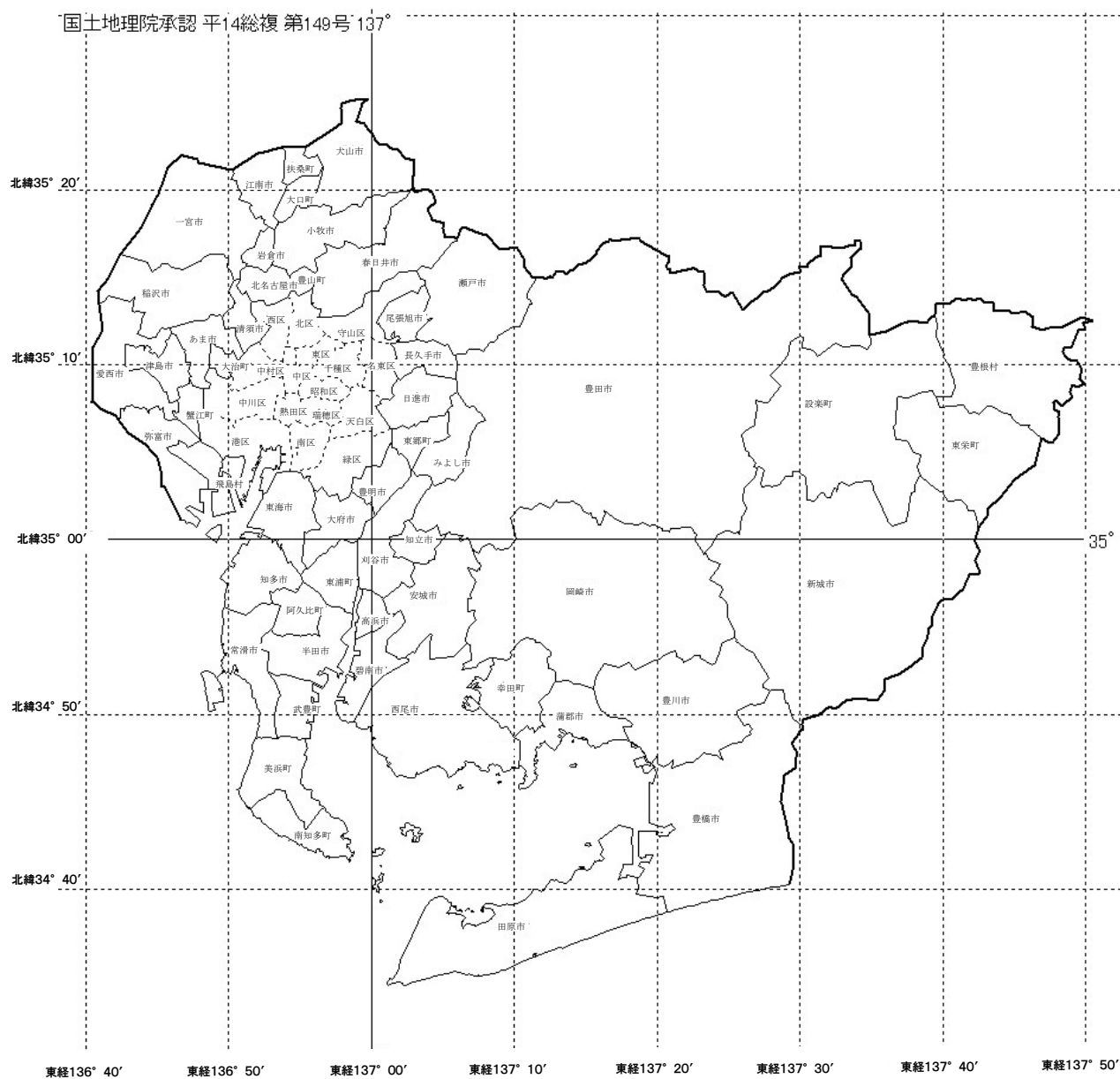


参考資料

- 1 愛知県の位置（北緯及び東経）
- 2 [平成 23 年版]における削除項目及びその理由
- 3 [平成 29 年版]における削除項目及びその理由

1 愛知県の位置（北緯及び東経）



2 [平成 23 年版]における削除項目及びその理由

■基準総則

頁	項目		削除の部分	理由
P. 31	敷地の自動車の出入口 1	自動車車庫等の敷地の出入口	全て	愛知県建築基準条例の解説で整理されているため。
P. 33	仮設建築物 1	都市計画法による開発許可に係る住宅展示場の取扱い	全て	都市計画法に関する事項であるため。
P. 35	用途変更	民宿の用途変更	全て	近年の取り扱い事例がないため。
P. 45	床面積の算定 4 (ポーチ)	ポーチ部分の床面積の算定	* (備考的扱い)	[平成 23 年版]P. 58 (床面積の算定 16) で整理されているため。
P. 70	面積、高さ及び階数の算定 (高さ・階数)	R/C造等の軒の高さ 片流れ屋根の軒の高さ	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 71	面積、高さ及び階数の算定 (高さ・階数)	建築設備機器等の高さ 及び階数の取扱い	(1)	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物及び平成 29 年 3 月 31 日に現に存する建築設備機器等に対しては、改訂前の取扱いを適用する。

■防火・避難

頁	項目		削除の部分	理由
P. 85	延焼のおそれのある部分 1	屋外階段等の棟間延焼の中心線の取扱い	全て	「建築物の防火避難規定の解説 2016」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 87	延焼のおそれのある部分 3	建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 91	準耐火建築物 1	準耐火建築物(イ準耐)等の屋根に設けるトップライトの取扱い	全て	「建築物の防火避難規定の解説 2016」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 95	窓その他の開口部を有しない居室等	無窓居室の区画の規定の適用	後段「また」以降	「建築物の防火避難規定の解説 2016」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 100	防火区画 3	階段等のたて穴区画の規定の適用	(1) 及び解説	「建築物の防火避難規定の解説 2016」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物に対しては、改訂前の取扱いを適用する。

■集団規定

頁	項目		削除の部分	理由
P. 138	用途地域-建築用途の分類 7 (学習塾、華道教室等)	学習塾、華道教室等に該当する用途の建築物	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 142	用途地域-建築用途の分類 11 (文教施設等)	博物館、近隣住民を対象とした公民館、集会所	近隣住宅を対象とした公民館、集会所	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 145	用途地域-建築用途の分類 14 (工場②)	学校の給食センター 歯科技工所	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 145	用途地域-建築用途の分類 14 (工場②)	ビデオのダビング店の取扱い	全て	現在の様態が不明であり、特に事例もないため。
P. 153	用途地域-建築用途の分類 22 (その他)	倉庫業を営む倉庫	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 160	用途地域-準工業地域・工業専用地域内の建築物の用途	学校の運動場	全て	近年の取り扱い事例がないため。

■構造規定

頁	項目		削除の部分	理由
P. 185	総則 1 (確認申請における構造関係添付図書)	接合金物を算定式により求めた場合の計算書の添付について	全て	行政庁ごとの現在の取扱いに相違が確認されたため。
P. 186	基礎	一本杭	全て	種々の検討を行った上で認められる場合もあるため。
P. 201	構造計算適合性判定について	構造計算適合性判定を必要とする場合の確認申請書の流れ	全て	様々なケースが想定されるため。
P. 201	構造計算適合性判定について	技術情報 (Q & A 他) について	全て	構造計算適合判定機関を複数委任しているため。

■設備規定

頁	項目	削除の部分	理由
	設備規定は字句の変更のみであり、項目の削除はありません。		

■参考資料

頁	項目	削除の部分	理由
P. 217～ 219	愛知県道路位置指定基準	全て	愛知県のみでの取扱いであるため。

3 [平成 29 年版]における削除項目及びその理由

平成 30 年 4 月 1 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由	
P. 10	用語の定義 8	スポーツの練習場	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2017」（日本建築行政会議編集）で整理されているため。

平成 30 年 12 月 28 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由	
P. 26	建築確認申請 2	建築確認申請等（手数料）の取扱い	(1)	改めて国土交通省の見解が示されたため。

平成 31 年 4 月 1 日改訂

■防火・避難

頁	項目	削除の部分	理由	
P. 104	準耐火建築物 2	準耐火建築物（口準耐 2）における防火構造	(1)	「建築物の防火避難規定の解説 2016」（日本建築行政会議編集）で整理されており、平成 12 年建告第 1359 号第 1 第一号ハに定める基準より厳しい基準（間柱及び下地を不燃材料とすること）を定める理由がないため。
P. 121	物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅	物販店舗における避難階段等の幅の取扱い	(2)	近年の取り扱い事例がないため。なお、平成 31 年 3 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物に対しては、改訂前の取扱いを適用する（「原則」によらないこととすることができる）。

令和 3 年 4 月 1 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由	
P. 35	敷地の自動車の出入口	全て	全て	「愛知県建築基準条例・同解説」に同内容を記載することとしたため。

■集団規定

頁	項目	削除の部分	理由	
P. 163	用途地域—建築用途の分類 22（集客施設）	駐車場を共有する 2 棟以上の集客施設	全て	県内の特定行政庁間で取扱いが異なるため。

令和 6 年 4 月 1 日改訂

■防火・避難

頁	項目	削除の部分	理由	
P. 99	延焼のおそれのある部分	高さが著しく異なる建築物相互間における取扱いについて	全て	高さが著しく異なる建築物相互間における延焼のおそれのある部分について、令和 2 年国土交通省告示第 197 号で示されたため。なお、令和 6 年 3 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物に対しては、改訂前の取扱いの適用を可能とする。

■集団規定

頁	項目	削除の部分	理由	
P. 166	用途地域 — 第一種低層住居専用地域内の建築物の用途	兼用住宅	(4)	県内の特定行政庁間で取扱いが異なるため。

令和8年4月1日改訂

■参考資料

頁	項目		削除の部分	理由
P. 230～ 232	2 愛知県内の垂直積雪量、 地表面粗度区分及びV0の数 値	1 垂直積雪量 2 地表面粗度区分 3 V0の数値	全て	各行政庁のHPに掲載されているため。
頁	項目		削除の部分	理由
P. 233～ 240	3 バリアフリー法関係資料	バリアフリー法の特定 建築物と特別特定建築 物の用途 建築物移動等円滑化基 準チェックリスト 建築物移動等円滑化誘 導基準チェックリスト	全て	愛知県特定行政庁等連絡会の所管外の内容であるため。